

洲本市デマンド交通試験運行委託業務仕様書

1. 業務の名称

洲本市デマンド交通試験運行委託業務

2. 業務の目的

本業務は、洲本市五色地区（神陽台）において、主に高齢者や運転免許返納者などの通院、買い物等、住民の日常生活を支え、利便性の向上を図るためにデマンド交通試験運行を行うとともに、今後の事業展開を検討するためのデータ収集・分析業務を委託するにあたり、必要な事項を定めるものです。

3. 業務の内容

(1) 業務予定期間

平成 23 年 1 1 月頃から平成 24 年 1 月頃まで（最大で 3 ヶ月間）
ただし、予算等の都合により、期間を短縮する場合があります。

(2) 運行開始日

平成 23 年 1 1 月頃（受託事業者が道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
第 21 条による乗合許可を取得後、速やかに実施します。）

(3) 運行区間及び運行日

運行区間については、次の表の通りとします。

運 行 区 間					距離	運行日
No	起点	経由 1	経由 2	終点		
①	神陽台	→	→	県立淡路病院	約 10.0km	乗車希望 のある日
②	神陽台	県病	→	イッ洲本店	約 11.5km	
③	神陽台	県病	イッ洲本店	洲本バスター	約 12.0km	

(4) 運行経路

別紙 1 の通りとします。

(5) 運行時間

午前 7 時から午後 7 時まで

(6) 運行予約

原則として、運行を希望する前日の午後 5 時までに連絡し、配車等のめどが立てば、翌日以降の予約が可能とします（最大で 2 週間先までの予約が可能とします）。

(7) 運行車両

運行する車両は、受託事業者所有の車両とします。

(8) 運賃

運賃は終点の違いに関わりなく、一回の乗車につき、一人あたり500円とします。

(9) 運行管理、車両管理及び運行業務

運行管理、車両管理及び運行業務は、次に掲げるものとします。

- ①デマンド方式における受付・配車計画
- ②運転管理簿の作成及び保管・管理
- ③乗務記録簿の作成及び保管・管理
- ④運賃の收受
- ⑤日常の車両の整備・点検・清掃
- ⑥車中における忘れ物、拾得物の保管・管理
- ⑦利用者（神陽台住民）からの質問等への対応
- ⑧その他運行業務に必要な事項

4. 運行委託業務見積書の提出

運行委託業務見積書は、次の①、②を含む合計額を別紙2に提示して下さい。
なお、積算する上での【運行の想定条件】は、次の通りとします。

【運行の想定条件】

- ア 区間内の平均運行距離は、11kmとします。
- イ 使用する車種は、原則、中型車（乗車定員6名以下）としますが、予約状況に応じて、小型車（乗車定員5名以下）も可とします。
- ウ 1日平均3往復（6便）、最大で3ヶ月間（92日間）運行します。
- エ 終点の違いに関わりなく、運行経費は定額とします。
- オ 3人以上の予約申し込みが成立した場合しか発車しません。

①1便あたり（片道）の運行経費（定額）の合計額

「3. 業務の内容」の「(3) 運行区間及び運行日」に示す区間を走行する際の運行経費（定額）を提示の上、その運行経費（定額）に運行想定便数（6便）と最大運行日（92日間）を乗じた額を提示して下さい。

②事務員の人件費（定額）

92日間、事務が発生した場合の経費です。

5. 運行等に対する補助

(1) 補助する項目

別紙2運行委託業務見積書の①、②の各経費に対し、次の額を補助します。

①1便あたり（片道）の運行経費（定額）の合計額

なお、乗客から收受する運賃（500円/人×乗車人数）は、受託者が預かり、事業終了後、市へ納付するものとします。

②事務員の人件費（定額）

受付、確認、調整、連絡、記録、まとめ等を行う事務員（1人分）の経費です。3,000円/日、最大3ヶ月間（92日間分）として、276,000円です。

(2) 補助額の確定

試験運行終了後、交付する補助額は、実際の運行便数及び運行日数を精査した上で確定します。

6. 事業者を求める条件

事業者には、次の各号のすべての条件を満たすことを求めます。

- (1) 道路運送法第3条第1号ロ又はハに定める一般貸切旅客自動車運送事業、又は一般乗用旅客自動車運送事業の許可を有する事業者。
- (2) 運行開始日までに、当該路線についての国土交通大臣の許可・運賃認可・標柱の設置を完了し、運行開始日から問題なく運行を開始できる事業者。
- (3) 「平成23・24年度洲本市競争入札参加資格（物品製造等）」に登録されている事業者。
- (4) 適正に事業を実施するため、洲本市内に本店又は支店若しくは営業所を有する事業者。
- (5) 道路事情の変化に常に気を配り、路線変更を余儀なくされたときには、適正に対応ができる事業者。
- (6) 不測の事態により、第三者に対し損害を与えたときには、適正に対応ができる事業者。
- (7) その他、デマンド交通の試験運行にあたって起こるであろう諸問題に対して問題解決できる事業者。

7. 提出・問い合わせ先

洲本市財務部管財課契約係

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号

TEL：0799-22-3321（内線）3113 FAX：0799-22-1315

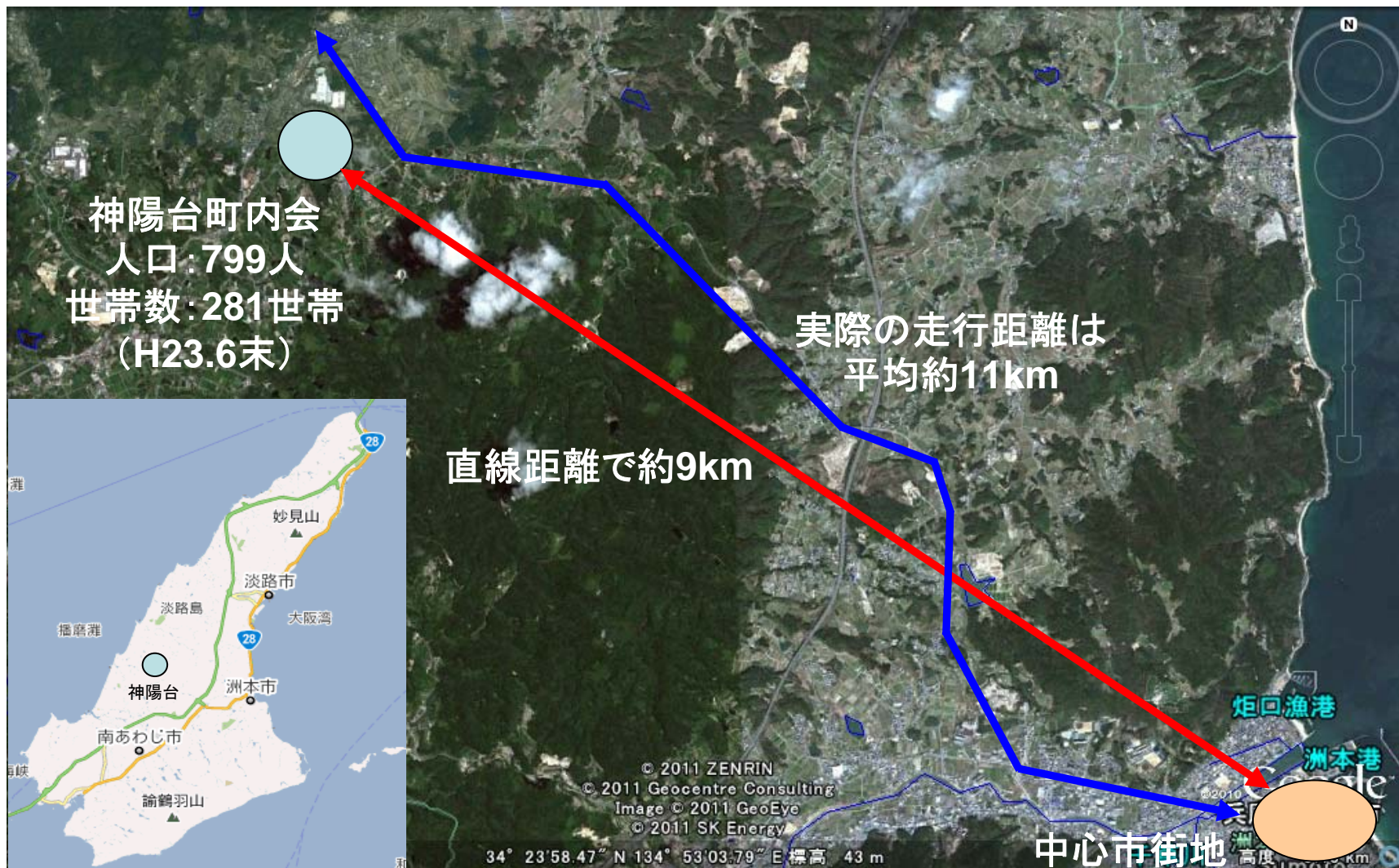
（執務時間：土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

以上。

洲本市デマンド交通試験運行経路

別紙1

(神陽台 ⇄ 中心市街地)



「洲本市デマンド交通試験運行委託業務」見積書

洲本市長 様

会 社 名 : _____

代表者職・氏名 : _____ ⑩

担当者職・氏名 : _____

電 話 番 号 : _____

F A X 番 号 : _____

「洲本市デマンド交通試験運行委託業務」に関し、下記の通り、お見積いたします。

費 目	金額 (単位 : 円)	積算根拠	備考
① 1 便あたり (片道) の 運行経費 (定額) の 合計額 【1】		1 便あたり (片道) の運行経費 (定額) @ _____ (消費税込) × 6 便 / 日 × 92 日 = _____ 円	
② 事務員の 人件費 【2】	276,000	@ 3,000 / 日 × 92 日 = 276,000 円	92 日間、事務が 発生した場合の 経費です。
合 計 (【1】 + 【2】)			

※ 上記の見積額は、「洲本市デマンド交通試験運行委託業務」に係るもののみを対象として下さい。